

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年6月2日（月） 13時28分開会 14時53分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・
橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・
深沼達生（欠席）・議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 町長：辻 康裕、副町長：西田史明、総務課長：藤田哲也
- 6 議 件
 - （1）町長からの申し出事項について
 - ①第4回定例会について
 - （2）議会運営委員会からの報告事項について
 - ①6月定例会議案の審議方法について
 - ②審議日程の見通しについて
 - ③北海道町村議会議長会議員研修会について
 - ④模擬議会について
 - ⑤議会モニター会議について
 - ⑥「議員定数、報酬、政務調査費」意向調査について
 - ⑦第3回臨時会（4月28日）における「休憩動議」に係る対応について
 - （3）その他
 - ①クールビスの取り組みについて
 - ②今後のスケジュール（6月定例会等）
 - ③その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

【開会 13:28】

(1) 町長からの申し出事項について

①第4回定例会について

山下議長：少し時間が早いですが、深沼副議長からは欠席の申し出が出ているので、予定の出席者全員そろっている。ただいまより全員協議会を開会する。はじめに町長からの申し出事項についてということで、町長からご挨拶いただく。

町長(辻 康裕)：皆さんこんにちは。本日は、6月定例会の予算予定議案等について説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いする。以上。

山下議長：それでは続けて、執行者側から説明を求める。

副町長(西田史明)：それでは、私の方から議案書に沿ってご説明をさせていただきます。まず、報告第2号になるが、専決処分の報告となる。議案書のほうをご覧ください。内容としては、昨年12月16日の17時40分ごろ発生の社会福祉協議会に委託していた部活送迎バス運行中の物損事故に係る示談が5月21日付けで成立したもので、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分となる。事故の内容については、部活送迎車が清水から御影に運転手のみで走っていたところ、御影中学校の国道の交差点を御影中学校側に右折しようとした。右折レーンがあそこにあるのだが、右折レーンに入ったときに先行していた車両が急に右折車線に入ってきた。それで、右折レーンで相手側のドアミラーと、本町の車両の左が傷ついたというような状況である。双方に同乗者はおらず、運転者にもけががないという状況である。示談した責任割合は、町が40%、相手方が60%となっている。この事故に係る町車両の修理費がへこんだ部分の修理ということで11万6,952円。相手の修理費ドアミラーの修理で3万6,619円、そのうち40%にあたる1万4,648円を支払うものである。相手方については、議案のとおりである。続いて、専決処分の承認を求める議案第39号に移らせていただく。令和7年度一般会計補正予算第3号。歳入歳出総額にそれぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ93億2,117万8,000円とするものである。内容としては、前述した事故の賠償金等の計上となる。お手数だが6ページご覧ください。歳入だが21款4項3目雑入に自動車事故共済金として13万2,000円を計上する。内訳としては、相手側から町への賠償金、及び本町加入の保険から相手への賠償金、そして本町加入の保険から町の車両の修繕料、いわゆる車両保険、その金額の合計金額となって13万2,000円となっている。7ページ目。こちらは歳出のほうになるが、こちら10款5項1目、保健体育総務費の10節需用費に、町車両の修繕料として11万7,000円、21節補償、補填及び賠償金として1万5,000円の合計13万2,000円を計上するものである。以上である。続いて、議案第40号、清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。こちらの国の水道法施行令が一部改正されたことに連動した本町の条例の資格基準等の改正をするものとなる。以上である。続いて、議案第41号である。清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。こちらはいわゆる過疎計画のほうに搭載している道路改良舗装整備事業及び道路舗装改修事業について、道路改良工事等の距離の延長の変更となる。下段に書いてある通りである。以上である。続いて、補正予算だが、42号から47号までである。一般会計から特別会計他5会計の補正となる。内容としては、一般会計、特別会計も同様であるが、4月の人事異動に伴う職員人件費

の補正が各費目に計上している。それでは慣例に基づき、一般会計のみご説明を申し上げます。議案第 42 号、令和 7 年度清水町一般会計補正予算第 4 号の設定についてご説明を申し上げます。総額に 1 億 2,364 万 1,000 円を追加し、それぞれの総額を 94 億 4,481 万 9,000 円とするものである。7 ページをお開き願う。歳入補正だが、15 款 2 項 2 目、総務費国庫補助金については、令和 6 年度分所得税の確定に伴い、令和 6 年度に実施した調整給付事業の不足額を支給する事業実施に当たり、その財源として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することから、国庫補助金 2,517 万 1,000 円を追加するものである。詳細については、別添資料の事業番号 02 に記載の通りである。続いて、3 目、民生費国庫補助金については、令和 7 年 10 月 1 日より就労選択支援が創設されることに伴うシステム改修に係る国庫補助金 23 万 1,000 円の追加である。続いて 16 款 2 項 4 目 3 節 22 番、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金については、豆類の新品種の導入及びソバの湿害対策技術導入にかかる道の補助金 294 万 3,000 円の追加となる。その下 23 番、世代交代・初期投資促進事業補助金については、継承者等が農業用機械等の修繕及び経営発展に向けた取り組みに係る補助金 457 万 2,000 円の追加である。3 項 1 目、総務費道委託金については、国勢調査等の交付決定による道委託金 79 万 5,000 円の追加になる。8 ページ、18 款 1 項 1 目、特定寄付金については、子育て環境向上目的の指定寄付 1 件の寄付金を受けた 300 万円の追加となっている。19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金については、今回の補正予算における調整額 5,082 万 9,000 円の追加となる。3 目、公共施設建設等基金繰入金、6 目、いきいきふるさとづくり基金繰入金、7 目、老人福祉基金繰入金については、今回の補正予算における財源としての追加となる。次に、歳出補正であるが、人事異動、共済費負担金率の確定等に伴う人件費の補正を行っている。給与費明細書をご覧いただきたいと思う。31 ページ、特別職で報酬 8 万円の追加、寒冷地手当 6 万 6,000 円の減額、共済費については、市町村共済費率及び退職手当普通負担金率の確定に伴う 169 万 3,000 円の追加となり、一般職、次のページについては、報酬で 70 万 4,000 円の追加、給料で 54 万 5,000 円の減額、職員手当で 406 万 8,000 円の減額、共済費で 3,627 万 1,000 円の追加、合計で 3,236 万 2,000 円の追加となる。人件費以外の補正、歳出補正については、恐れ入るが 9 ページにお戻りいただく。9 ページ、2 款 1 項 1 目 8 節、旅費については、職員の資質向上と行政の活性化を図るため、先進地視察研修として 180 万円の追加である。18 節、負担金、補助及び交付金については、十勝町村会負担金の決定により 12 万 4,000 円の追加となる。10 ページ、6 目 7 節、報償費については、総合計画住民協議会委員の増により 13 万 5,000 円の追加である。11 節、役務費については、まちづくりに関わる提案書のデザイン料として 33 万円の追加である。12 節、委託料については、地域 P R ブランド戦略の立案に向けた十勝及び清水町の認知度等を全国 W e b 調査するための 550 万円の追加となる。7 目、住民活動推進費については、清水地区秋まつり実行委員会補助金 30 万 2,000 円の追加である。12 ページ、5 項 1 目、統計調査費、10 節需用費については、国勢調査等の見込み額 11 万 5,000 円の追加である。13 ページ、3 款 1 項 2 目、社会福祉施設費については、北清水福祉館のストーブ及び下佐幌福祉館のガス給湯器故障により 34 万 1,000 円の追加である。3 目、老人福祉費については、老人福祉事務では 10 節 21 番、敬老会食糧費について、敬老会事業に係る紅白饅頭の増量により 39 万 9,000 円の追加である。敬老会食糧費外の老人福祉費事務については、満 88 歳の方へ 3 万円、満 100 歳の方へ 10 万円を敬老祝い金として贈呈する事業 1,649 万 3,000 円の追加である。なお、令和 7 年度に限り、満 89 歳から満 99 歳までの方へ 3 万円、満 100 歳以上の方へ 10 万円を贈呈する。詳細は、別添資料の事業番号 01 番となっている。介護保険事務に参る。18 節 31 番、介護人材育成確保事業補助金については、町内介護サービス事業者の人材育成確保を目的に研修等の経費を助成する事業 30 万円の追加である。27 節 10 番、繰出金については、特別会計の補正予算に伴い、介護保険特別会計繰出金で 71 万 9,000 円の追加である。4 目、障害福祉費、12 節委託料については、歳入側でもご説明したが、令和 7 年 10 月 1 日より就労選択支援が創設されることに伴うシステム

改修費 46 万 4,000 円の追加である。18 節負担金、補助及び交付金については、町内障害福祉サービス事業所の人材育成確保を目的に、研修等の経費を助成する事業 30 万円の追加である。14 ページ、7 目、保健福祉センター費については、さわやかプラザに設置している券売機を新千円札に対応するための部品交換修繕 17 万 6,000 円の追加である。12 目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金費については、令和 6 年度分所得税確定に伴い、令和 6 年度に実施した調整給付の不足額を支給する事業 2,517 万 1,000 円の追加となる。詳細は別添資料の事業番号 02 番になる。16 ページ、2 項 2 目、保育施設運営費、14 節工事請負費については、子育て環境向上目的の指定寄附 300 万円を財源に実施するもので、3 歳未満児保育の充実を図るため、砂場、人工芝を張りつけたとか東屋等の設置工事費として 314 万 2,000 円の追加である。18 ページ、4 款 1 項 1 目、保健衛生費 27 節 10 番国民健康保険特別会計繰出金 39 万 8,000 円の追加、27 節 12 番後期高齢者医療保険特別会計繰出金 14 万 5,000 円の追加については、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の追加となる。5 目公衆浴場管理費については、公衆浴場に設置している券売機を高額新紙幣に対応するための購入費用 317 万 7,000 円の追加。19 ページ、2 項 2 目、清掃センター費については、ペットボトルの圧縮減容機の部品交換修繕 39 万 4,000 円の追加。20 ページ、6 款 1 項 3 目農業振興費、18 節 54 番畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金については、歳入側でもご説明したが、豆類の新品種導入及びソバの湿害対策技術導入に係る補助金 294 万 3,000 円の追加である。55 番世代交代・初期投資促進事業補助金についても歳入側でご説明したが、継承者等が農業用機械等の修繕及び経営発展に向けた取り組みに係る補助金 474 万 1,000 円の追加である。23 ページ、8 款 3 項 1 目、河川改良費については、澄川河道土砂上げ工事 198 万円の追加である。24 ページ、4 項 2 目公園管理費 14 節 21 番、公園柵設置・改修工事については、松葉公園及び御影公園に柵を新設し、清水公園のログトイレ前防護柵の改修に係る工事費として 1,050 万 5,000 円の追加である。25 ページ中段、9 款 1 項 2 目、消防団費については、出初め式の登梯の儀に使用する刺股が経年劣化により割れが生じているため更新費用 27 万 8,000 円の追加である。26 ページ、10 款 1 項 2 目、教育振興費、7 節 14 番スキー授業報償費については、スキー授業費用無料化のための報償費 114 万 2,000 円の追加。18 節 33 番清水高校振興会補助金については、高校の魅力向上と間口対策として、町外から公共交通機関で通う生徒保護者の負担軽減を図るため、通学費の一部を助成する補助金 730 万円の追加である。詳細については、別紙資料の事業番号 03 番になる。2 項 1 目、小学校管理費 7 節 13 番スケートリンク設営管理報償については、清水小学校 60 万円、御影小学校 70 万円の合計 130 万円の追加。27 ページ、12 節 28 番、小学校非常用通報装置保守点検委託料及び 3 項 1 目中学校管理費 12 節 26 番中学校非常用通報装置保守点検委託料については、令和 6 年度予算から令和 7 年度へ繰り越した各小中学校の非常用通報装置設置工事が 8 月に完了予定であることから、その後の保守点検委託料を追加するものである。以上、一般会計補正予算第 4 号の説明とさせていただきます。なお、今回の補正予算の中で政策的予算については、議案説明として主な事業の一覧を提出しているとともに、特に詳細な説明を必要とするもの、3 事業については、事業シートを議案説明資料に加えているところである。続いて、工事請負契約の締結となる議案第 48 号から 50 号、この 3 本については、議決が必要な 5,000 万円以上の工事契約となる。議案第 48 号は、西都団地公営住宅建設工事（第 1 工区）、請負者は有限会社秋島建設で請負金額は 5,533 万円である。議案第 49 号、こちらは西都団地公営住宅建設工事（第 2 工区）、請負業者は有限会社永井建設で請負金額は 5,709 万円である。議案第 50 号、御影 3 丁目西道路歩道改修工事（第 2 工区）で、請負者は田村建設株式会社、請負金額は 7,216 万円となる。以上、議案の説明である。その他として、町長から町政執行方針及び教育長から教育行政執行方針を述べさせていただく。それともう 1 つ、行政報告だが、例年 6 月には畑作物の生育状況についてご報告をさせていただいていた。だが、作付して間もない状況ということ、さらに気象変化や風水害等もないということから、今後は、生育状況等に大きな変化があったときに、随時ご報

告をさせていただきたいと思う。近隣の芽室町、鹿追町、新得町にもお聞きしたところ、農作物の生育状況の行政報告は実施していないということであった。とはいえ、今後も農作物等の生育状況に異常があった場合については、随時ご報告をさせていただきたいと思う。以上、簡単であるが、議案等の説明とさせていただく。

山下議長：ただいま、町側から第4回定例会の議案等の概要について説明があったところである。今日確認する事項があれば、確認をしていきたいと思うが、何か確認事項はあるか。よろしいか。それでは町長からの申し入れ事項については以上で終了する。ここで休憩をする。

【休憩 13：52（説明員退席）】

【再開 13：52】

（2）議会運営委員会からの報告事項について

①6月定例会議案の審議方法について

②審議日程の見通しについて

山下議長：再開する。（2）番目、議会運営委員会からの報告事項について、委員長から報告をお願いします。

橋本委員長：それでは議会運営委員会からの報告事項ということで、まず6月定例会についての運営について報告をする。6月定例会議案の審議方法について、条例の一部改正補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議審議することとした。それから審議日程の見通しであるが、第4回議会定例会は6月12日から20日までの9日間、6月12日木曜日に、議会運営委員会から委員長報告、町政執行方針、教育行政執行方針、専決処分の報告について、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度一般会計以下6会計補正予算、工事請負契約の締結3件、請願5件、所管事務調査について。それから6月17日火曜日には請願5件の、これを所管委員会での審査報告。それから一般質問、そして次18日翌日も一般質問。6月20日金曜日に条例の一部改正1件、その他の議案として過疎地域持続的発展市町村計画の変更、それから請願採択の場合及び道議長会からの要請についての意見書、所管事務調査の申し出、議員の派遣についてを審議する。

山下議長：議会運営委員会からの報告事項について、6月定例会についての運営について質疑等はあるか。

鈴木議員：確認をさせていただく。常日頃から何回もやっているけど、補正予算が先で一般質問が後というのは、もう最近常態化しているので、本当はそうじゃないほうが望ましいと思う。一般質問の絡みもあるから。もうここまで私、過去にずっと言ってきて、やるのであれば、ただ本会議を無視するわけにいかないの、要は、補正予算をやって一般質問をやっているときには、補正予算に絡んだ一般質問というのは、本来であれば駄目なはずである。ただ、議員は何言ってもいいというような勘違いをされている方も多いので、これ一般質問を受ける際には、補正予算、一般質問という順番になったときは補正予算のところに絡むような一般質問は絶対してはいけないというようなルール化が必要かなと思う。じゃないと、補正予算の審議の内容が、中途半端になるから。

橋本委員長：一般質問があるとかないとかというのとは関係なく、議案の審議を進めていくということで、一般質問がなかったら、議案が進まなくて議案の審議が十分にできない

というのはおかしい議論だと思う。

鈴木議員：私の言っていることが理解されてなかったのもう1回言う。補正予算を先にやって中身の審議をするわけである。我々はそれで採決をとるわけである。そしてそのあとに、この議案じゃなくてこういうことはもっとこういうふうにしたほうがいいって、あれはだめだとかという一般質問をしては、何のための補正予算の審議だったのかなるのである。今勘違いされているのもう1回説明するが、私は絶対先に一般質問やったほうがいい派なので。それじゃないとダブってしまうということで、補正予算の審議で賛成反対したとしても、そこで議会としてはもう成立しちゃっている。反対しても賛成ってなれば、そこにまた改めて質問するというのは、本会議でちゃんと質問してないからとなるわけである、一般論として。委員長がちょっとわかってらっしゃらないのもう1回言う。補正予算で審議して、さらにこっちで一般質問するというは何のための補正予算の審議だったのだったってなる。2回やるのか。議長の考えはどうか、まずお聞きしたいと思う。

山下議長：議長の考えというよりは、議運の進めている方向で私は進めたいと思うので、議運の意向の通り進めたい。

鈴木議員：過去には、そういうことは絶対あり得なかった。でも今回というか、3年目に入るが、さんざん言ってきている。でも、今までと変えた理由って何なんだろう。具体的に教えていただきたい。

橋本委員長：今までと変えたと言われても、今までの部分が私わからなかったものであれだけでも、議案の審議というのは、質疑を行って、その議案が納得できるものであるかどうかという、疑義を質していくというところで質疑というのはあるわけである。一般質問というのは、自分の意見も交えた中で、執行側の、しいて言えば、町長なり教育長なりの考え方を問い質していくというのが一般質問のあり方であって、議案の質疑というものは性格が異なるという点で、ずっとこう進めてきたということがある。質疑の中では、議員必携に等にも書いてあるけども、自分の意見を言うことはできない。というのが基本で、ただ、何を言いたいのがわからなければ答えようがないので、それを明らかにすることは、やぶさかではないと書かれているが、もともとが一般質問と、議案の質疑とは性格が異なるという点を理解していただきたいなと私は思っている。

鈴木議員：橋本委員長になってからそういうふうに変わった。それまでは違った。そう変えていくのは、今言ったように、補正予算とか予算の関係のときは自分の意見を言っちゃいけない、一般質問のときは自分の意見を交えて言っていから性格が違うんだというのは町民なんか絶対わからない。であれば、なぜ補正予算のとき、予算金審議のときに疑義を質さないのかとなる。それとこれは全然違うんだって言い切れるか。その時にもう既に言っているのに、また同じ質問をしていくというのは議会が後戻りしていることになる。だから、そういうところを含めて、今、議運の委員長と、そして議長がそれでやるんだと言われたので、それはそれで、議事録に今回絶対残しておきたいなと思うので。それで間違いないということで、今後もそれでやるということで、本当によろしいか。

橋本委員長：一般質問と個別の議案の審議というのは違うということはもう繰り返し何回も言っているので重ねて言うのもどうかと思うけれども、補正予算とか予算の審議の中でしたことを一般質問でまた同じことを聞く、それはないと思うが、そこはもう片づいた問題として、一般質問の中では、その上で質問していくことになると思うし、そこは理事者側の意見を聞きながら、町のことを考えて種々議論がなされるものと理解しているし、一般の議案の審議というのは、わずかな金額の差だとか、それか

ら対象になる人の数だとかそういったものも含めて、賛成反対それぞれの議員がその質疑を通じて判断をしていくということになるかと思うので、その個別なものとはまた別個なものであるというふうに考えているので、それを一緒のものと捉えていくほうが私はおかしいと思っている。

山下議長：理事者側からも、初日にやってほしいという申し出があったという部分で聞いている。

橋本委員長：先ほどの説明の中ではしなかったが、先ほどの専決処分の問題だとか、予算の問題、工事の請負の件だとか、理事者側からは急ぐ案件であるので初日にやってほしいということを踏まえた上で、特に急ぐものがなければということではなくて、急ぐということに対して、議運の中で協議した結果、その協議の中で、であれば初日に行うという日程を決めさせていただいたのは具体的に今回の問題である。

鈴木議員：私が最初に言ったことと、少し委員長のニュアンスが大分変わってきているので、今一度聞くが、一般質問を先にやれば問題ないわけである。今言ったように理事者側が、例えば、専決処分とか、また、議会承認がある建設関係って、これ補正予算と正直言って関係ないですから。これを先に出せばいいだけの話ですよ。補正予算だけの話をしている。そこは整理整頓してほしいなっていうのと。先ほど何言ってもいいんだ、でも数字がちょっと変わったぐらいでどうのこうのかと言ったらそれはそれで駄目だよとかという、今説明に変わってきた。変遷しているのだけど。そこをね、今変遷してしまっているというのは、ちょっと残念なところなので。補正予算と一般質問の関係というのは、なぜそういうことを言うかと言ったら、その一般質問でしっかりと審議を通らないと、形骸化した一般質問したってしょうがない。一方でこの予算が、例えば、敬老祝い金のことを審議した後に敬老祝い金をもうちょっと出したほうがいいとか、もうちょっとこれ本当に必要なのかという審議した後に一般質問をしたって意味がないわけである。議運からの報告事項であるのでこれを変えてくださいとは言わないが、さんざん言っているけどやはり議運の委員長も途中でぶれてくるぐらいですから、もう1回理論武装しながらやってください。しょうがないからそのまま6月やっても構わないと思うけど。よろしく願いたい。

桜井議員：前回の議会で議決を終えたことに対して、橋本委員長がそれに関して一般質問したが、こういう通告もしているのだけども、町民からしたらまずわかりにくい。なぜ議決した上でそういう一般質問をするのかと。そういう町民が結構おられて、どういったことなんだと。町民にわかりやすい議会を目指している中で、わかりにくいものがあると。進め方はいろいろあるんだろうけども。それと鈴木議員が言ったような一般質問、前回も私言ったけれども、事前に執行側になるべく一般質問を先にしてほしいという申し出は当時した。それは執行が変わったから変わらないかであろうとも、それは生きていると思っている。そういったものをやはり確認していただいて進めていただきたいなと思うがいかがか。

橋本委員長：鈴木議員と桜井議員と連続の発言、まず私がぶれてるというようなことであつたが、全くぶれているつもりはない。ただ、一番最初の説明の中で、全部事細かに説明しなかったということはあるけども、言っていることは全然ぶれてないというのは会議録を見てもらえればと。それから桜井議員からご指摘あった一般質問を先にした方がということについては、これはもうやはり一般質問は議会の花であるという、昔から言われていて、なるべく早い時期にというか優先的にすべきであるというようなことはやはり書かれているので、そこは日程を組む中で、これから考えていく必要があるのかなと思う。議会が始まってすぐに一般質問をして、そのあとで議案の審査をしていくということも場合によってはあるのかなと思うが、日程の組

み方が、理事者側の都合もあるでしょうから、いろいろあると思うけれども、そこは考慮に入れて進めていけたらなと思っている。

川上議員：私、実は一般質問で高校の振興のことを質問しようと思ったが、今回、通学の補助の関係が出て、その部分を除いて質問してもいいということか。それとも、全体を通して重なるので、質問したら駄目だということなのか。委員長の関係だと何でもいいということで解釈していいのでしょうか。

橋本委員長：何でもいいというのは言い過ぎで、そこまでは誰も言ってないので気をつけていただきたいと思う。議事録をみていただきたい。通学の関係はしていただきたいと思うけれども、私の一般質問通告した内容とそれに対する町長の答弁、おそらく解決した問題については町長側も削って、その後の私が質問した中での教育委員会としてどう考えているのかという部分についての答弁が実はされている。なので、そこは全く考慮に入れないわけではなくて、それぞれが解決したことは、解決していることであるという形の中で、答弁も作られてというか、答弁されていたと理解している。

川上議員：私は、通学費に関しては補正予算の中であれば出すし、一般質問の中では重なることはもちろん言うつもりはないけれども。でも結局は、一般質問を本来考えたときに、先に補正予算を審議されたら、結局全体通しての中の、例えば高校振興の中の一部なんだけれども、結局それが結局質問できないということになっちゃうので、結局私が一般質問しようと思っても、私の一般質問する権利というか、それが保障されないということになってしまったということである。今回は。なので、やはり総体的に考えたら私はやはり問題だと思っている。一般質問はさせていただくような形で進めたいと思う。委員長がいいっておっしゃるので。

山下議長：委員長がおっしゃっていましたので、その項目で重ならない部分については、ぜひ質問をしていただきたいと思う。重なっても質疑以外の部分で。

鈴木議員：もう、喧嘩腰にやるつもりはないのだけど、でも整理整頓していただきたい。言葉変えればいいのかというのではなく。だって何のために審議したのかわからない。そのあとに一般質問したら。だったらその補正予算のときにガンガンやってほしいという話なのである。

橋本委員長：補正予算の際には、前に何人の方が十分にされていたのではないかな。

鈴木議員：訳の分からないこと言わないで。前の人が言ったらそれを納得すればいいだけの話であって。補正予算とその一般質問の関係というのも、直近の2、3日前にやったやつを、もう1回質問するってこんな馬鹿な話はないかと私は思っている。全然目線が違う方向性で行くのならいいとは思いますが、その考え方とか。ただ、例えば、先程言ったように、高校振興会にもうちょっと出してほしいと言ったって、どうすんだよって話である。審議しちゃったら。申し訳ないけど議論が2回重なるっていうのを、定例会でやっていて、重なるって絶対に重い。でもそれを許すというなら許すでもいいけど、それを申し訳ないけど、規則としていただきたい。今無いので。今の議運で、今の部分を規約にして、内部規則になるのか、ちょっと下のやつになるのか。毎回これでもめるわけで、言ってることが私にとってはすごく毎回変わるような気もしているものだから。ここは申し訳ないが、議運で、6月じゃないけど次の9月に向けて規則作ってください。内部規則、それでいいと思うので、ぜひご検討ください。

橋本委員長：新たに内部規則を作るということは新たな清水ルールをつくってほしいというこ

となのかわからないけども、議運としては、各所に調査や助言を求めながら、議員必携の精神だとか、もっと言えば、地方自治法に基づいて、議会運営を進めていくということを念頭に置いて進めているつもりである。

鈴木議員：先ほど橋本委員長のところのお話に過去は知らないとか勉強してないからということもあった。

橋本委員長：勉強していないとは言っていない。

鈴木議員：知らないって言っていた。過去に。

橋本委員長：過去のことはわからないと言ったが。

鈴木議員：だからわからないということは、過去の運営の方法は知らないってことはそれを全く勉強しなかったということである。だからそれらも含めてという。議運の委員長が変わるたびに運営方法が変わるということはあるんじゃないかと思っているので、申し訳ないけど、その感情的にというか、その時の気分というか、自分の判断、政治信条でやられるのは結構だけど、振り回されるのはちょっともう勘弁して欲しいなというのもあるので。であればちゃんと規則作ろうと。これまでこの3年間、全然違うやり方している。その自覚はないと思うけど、だからそれでいいならいいけど、これ毎回変わるが。議運の委員長をずっとやるなら別だけど。こういう不毛な議論するのではなくて、だったら規定・規則、ぜひ9月までに作ってほしいと思う。

橋本委員長：昔のことは言ってもしょうがないけど、大分前に議員をちょっとやって、やめてまたなったという、その抜けていた部分のことはわからないという意味で言わせていただいた。それと規則を作るという、繰り返しになると嫌であるけど、規則を作るというよりは、ルールにのっとって規則に沿った形でやっていくという、そこはもう大事だというふうに思っている。

鈴木議員：それ言ったら、過去やっていることが間違っていると言っている。そうとしか取れない。だから一定のルール化してくださいと言っている。毎回もめる。9月も12月ももめる。私は同じこと言わせてもらおう。だってでもそれに対して答えがちゃんと返ってきてない1つも。でも、私は、今度一般質問するときはどこかで絶対被せるから。それでも通してくるかという話になるのだけど、ただ私はそんな子供みたいなことはしないので。ただ、議会はやっぱりダブったらだめである。考え方の違う方向性で見るといいけど。だから、一般質問を先、補正予算が後ってずっと言ってるのは、要は発言がそこで一般質問ができなくなるからというのはずっと言ってることだから。議論すべき議会が、議論しないような仕組みを作ったら私は何のために議員をやってるかわからない。だからその部分は検討していただきたい。やらなくてもやってもいいけど検討していただきたい。

橋本委員長：議会の活性化の中でも議論のあり方というのは、時々議題に上っておりますので、開かれた議会、活発な議論ができる議会というのは、どういう状況なのかということとは、常に考えながら、議運の中で議論を進めて参りたいと思う。

山下議長：それでは、6月定例会①番目、②番目についてはこのような方法で進んで参りたいと思う。

③北海道町村議会議長会議員研修会について

山下議長：次、③番目の報告を、議運委員長お願いします。

橋本委員長：③は北海道町村議会議長会議員研修会について。7月8日火曜日午後1時から午後4時半まで、札幌コンベンションセンターにて開催される。町民バスで8時45分に出発して、帰ってくるのは19時15分の帰町を予定している。内容については、お手元の詳細がされた紙があると思うが、内容については書かれていないが、行程の詳細については、その紙をご覧くださいと思う。

山下議長：この通りとり進めることでよろしいか。

（「はい」という声あり）

山下議長：よろしくお願いします。

④模擬議会について

山下議長：続いて、④番目の模擬議会について報告。議運委員長お願いします。

橋本委員長：模擬議会についてである。先程の議運において、今年度の開催及び開催要項について決定したので報告する。皆さんのお手元に、令和7年度清水町模擬議会開催要項というのが配布されていると思うが、内容的には従来のものとは変わらない。5月13日に清水高校へ出向いて、校長・教頭に対し、①2年生での実施の検討、②指導回数について一般質問を終了後の反省の部分の増加などについて申し入れを行った。その後、担当教諭と打ち合わせを実施して、今年度の参加する生徒は14名と伺ったが、具体的な授業スケジュールがまだ示されていないので、今後学校から計画が示され次第対応を協議して参りたいと思う。

山下議長：模擬議会について報告があった。このように進めることでよろしいか。

桜井議員：議会活性化特別委員会を作って、模擬議会を実際に行なうという、こういう要綱もつくったが、当時の要綱によれば、清水高校あるいは清水中学生ということで、中学校、高校等を対象にしていたのだけれども、今これ見ると高校生だけになっているが、これはいつからこういう要綱にしたのか、今後ともこうしていくのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思う。

議会事務局長（大尾 智）：今、桜井議員が言われたことについて、私、正直申し上げてその取っかかりのスタートの時点のことはよくわかってないのだが、少なくともこの要項については、清水高校で実施することになった時点でできたものではないかなと思う。中身については、ほぼ毎年変わりはなくて、表題が何年度要綱となっているので。毎年、直すべきところがあれば別だけれども、直さない部分については、日にちを変えていくというところで、おそらく特別委員会の中でいろいろ議論して、まずは高校でスタートしようというときに作った要綱だと思う。それがずっと踏襲されていると思う。途中で中学校を外したとか、そういうことではないのかなと、私の認識では思っている。議運の中でも、中学生もという議論があり、高校には先ほど言ったように2年生はどうでしょうかという投げかけをしており、中学校とかに対しても、今後というか、中学校であるので教育委員会に対して、少し広げたいのだということをまずは打診してと。それでできそうだということになると、この要綱を変えていくのかなと私は認識している。以上。

山下議長：他ないか。

（「なし」という声あり）

山下議長：なければこの通り進んで参りたいと思う。

⑤議会モニター会議について

山下議長：続いて⑤番目、議会モニター会議について、委員長報告をお願いします。

橋本委員長：議会モニター会議についてであるが、令和7年度、第1回議会モニター会議を7月23日水曜日19時から行いたいと思っている。会場は第2委員会室である。6月定例会までの議会活動に対する意見ほかについて意見をいただく予定になっている。後日、議会運営委員会、私から各議員に対し出席要請をしたいと思う。モニターの方も今回新しくなっているので、初めての会議でもあるので、全議員の出席をいただければと思うのでよろしくお願いします。また、これから当日に向けて検討していく中に、これまでは議運以外の議員のほうには傍聴という形で入ってもらっているけれども、内容的にも広報に係る部分がかなりあったりだとか、それから議員の発言に対する意見や、感想なども述べられているので、できれば皆さんに発言する機会、する・しないは別にして持っていただければと私たちは考えているところである。

山下議長：議会モニター会議、この日程で進めるということでご了承いただくようお願いします。それでは、議会モニターの関係については8名ということで、事務局に行けば誰でもあるかわかるので、もしご覧になりたい方は事務局に言ってご覧いただきたいと思う。

⑥「議員定数、報酬、政務調査費」意向調査について

山下議長：⑥番目、議員定数報酬政務調査費の意向調査について委員長から報告がある。

橋本委員長：前回も、皆様に配布をしている調査票けれども、これについては、6月5日までに提出をいただいて、そのあと補足の説明を本人と行いたいということで、ヒアリングの日程については、本会議の中で会議の終了後に行うということで、まず予定では議員番号順に進めて参りたいと思っている。12日は山本議員、田村議員、川上議員、中河議員の4名である。それから17日は鈴木議員、桜井議員、佐藤議員、西山議員の4名、18日の終了後には、中島議員、深沼議員、山下議員に只野議員、橋本議員けれども、この5名ということで予定をしている。後程、改めてそれぞれの方にメールにてお知らせをいたしたいと思う。特にこの日は絶対だめというのがもしあれば、届けていただければと思うが、なければこの日程で、進めさせていただきたいと思う。

山下議長：ただいま、議運の委員長からヒアリング日程について説明があった。この通り進めるということでよろしいか。

（「はい」という声あり）

山下議長：ご協力方よろしくお願いします。

⑦第3回臨時会（4月28日）における「休憩動議」に係る対応について

山下議長：次、⑦番目、第3回臨時会における休憩動議に係る対応について報告がある。

橋本委員長：第3回臨時会4月28日開催における休憩動議にかかって、5月23日の全員協議会において、鈴木議員から出された疑義について、先程の議運で協議した。その議運の協議の後、道議長会の事務局に問い合わせをしたり、調べたりして収集していく中で、特に、問題というなるものはなかったという結論に達している。ただ、鈴木議員からも、違法ではないけれども、町民へのわかりやすい議会運営というのにはちょっと問題があるのではないかという指摘もあったので、そこについては、今後の運営ということも含めて、わかりやすく議会を見ていただけるような形を検討して参りたいということは、普段の中の議論に加えて参りたいと思っている。

山下議長：ただいま、議運の委員長から、臨時会の休憩動議の話があったところである。質疑等はあるか。

鈴木議員：全く法的には問題ないが、けれども結局わかりづらいついていうのと、先程の一番の最初の補正と一般質問の関係と似ているのだが、本会議でさんざんやって、その質問もしながら、結局、密室で休憩動議をして、そこで決めて、ああだこうだと言って帰ってきて、はい、修正予算出します、何とかしますというのは、やはり順番がおかしい。おかしい、極論を言ったら。私が心配しているのは、それだったらもう最初に、今回みたいにこれ議案の事前送付がいらぬわけであるというぐらいになってしまう。私は、ちょっと飛躍しているように感じるかもしれないけど、その時点でも説明を受けてこれを見ている、そして言ったけどそこで空気を見ながらちょっと休憩してそこで決める。それはそれでやぶさかではないのだけど、では何があったかというのを言わなければ当然ならないというところである。それで、広島、兵庫県の議会でも市の議会だとか、町の議会だとかちょっと失念したけども、緊急動議における、どうするかという規則がある。複数ある。私は2つしか見てないのだけど、他にもあるので。であれば、やはり、違法ではないけどわかりづらいとして、こんなのって本会議でやったことが意味なさなくなってしまうし、何も密室で決めればいいでしょうというだけの話になってしまうから。だからこそ、休憩動議、トイレ休憩だったら別にいいけど、ああいう時には、休憩動議が一部の議員だけでやるのは、やはり一般的には密室政治という今よく国政でも言われているのとまるきり同じですから。オープンな清水町議会で、そんなクローズにする理由もそうそうないので、オープンにしないと。何やっているのかなという密室政治に繋がると。本会議は結局、形骸化してしまう。声の大きい人たちでやればそれでいいのだったら、もう議会もいらぬよねというなら、議論の場にならないということですから、気をつけていただきたいなど。ただ全く問題はない。でも、これをこのままやっていったらエスカレートするだけだし。先程議運の委員長が言われたように、町民が何で休憩したのか、どうしたのかと、それがわからないというのはありえない。だったら最初からもう議論も必要なくなってくるのではないかなと。となってしまうから、そのままになってしまうというのも、それも飛躍した考えかもしれないが、これについても、継続して、議長会の事務局は大丈夫と言っても、何をもって大丈夫かわからないけど。だって大丈夫だと私も言っている、最初から。だからこういう陰の運営をしてしまうと、何なのかわからない。もう開かれた議会とほど遠い状態になっているというのが現状だから。そこはやはりお互い注意してやらないとならないかなというので、これらも、もし必要であればちょっと研究していただいて、何でもかんでも規則にすればいいと話ではないけど、やはりちょっと異常だった。こんなことが続くようでは困るので、こうならないようにということで、何かしら、前回、中河委員も言っていたように、少し勉強できる機会を作っていかなければならないかなと。その辺、頭に入れといていただければと思う。もし、今日何もなかったら本会議で質問しようと思っていたけど、それ聞けたので、とりあえず、まずは了解した。

山下議長：議運委員長、何かあるか。

橋本委員長：議会のルールというか規則に従った中で、特段問題になるようなことはなかった。ただ、休憩動議の中で、休憩といえば全体が休憩になっちゃうので、その中で各議員が何をするかということについては、何をしたという報告は、特に求められるものでもないということはあるし。ただ今回の場合においては、休憩したいという前にちょっと一言あったので、そのことについて、ネット中継で見た方なんかは期待していた部分があって、モニター会議なんかでも時々出ますけども、休憩って一体何しているのだろうねっていう事だとか、あと休憩がどのぐらい続くかわからないで、ネットでだまって見ているので辛いねという話は前からいただいているところである。今回は、議長が時間の目安をどのぐらいかということ、確か聞かれていたような記憶しているが、それもあって、そのぐらいが画面で休憩になるのかなという意味では、皆さんご覧になったのかなとは思いますが。休憩明けに、休憩に入る前にあったことに対応して、特に修正動議は出ない見通しですと言って、議長を始めるといようなことは可能なのかなと思ってはいるけども、特に今回のことについて、特に問題があってどうのということ、議会運営委員会で取り上げるとすれば、やはりそれぞれの議員の身分にも関わってくることでもあるので、特にそれに対する問題はなかったということはあるけども、議会運営の中で、ひと工夫ふた工夫というのは、さらに皆さんにも、他の議員の皆さんにも、同じようにお願いしたいが、気をつけて進めていただきたいなと思っているところである。

山下議長：それでは⑦番目、議運の委員長の報告の上で対応をして参りたいと思う。

中島議員：⑦番目だが、これ今委員長の説明あったけど、法的に何も問題ないからと言って進行していく。私あのとき、今でも分からない。なぜ動議出して休憩 15 分と。議長は 15 分で時間切った。15 分と切って、何もなかったように議事進行していた。今聞いて、事前に修正、それを出したいという気持ちはあったのかどうかかわらんけど、今この場でちょっとわかっていたらそういうことだったのかなと思うけど。そういう具体的な話はないまでも、何らかの説明を、それこそ町民がもしおられたら、なんで休憩して、すぐみんな入ってきたらすぐ何にもなかったように議事進行したのかなという疑問を持つと思う。今、他の議員が云々って、他の議員にかつけないで、自分たちがやったことについて、それはやはり問題がないからやっていいというものではない。うちの町の議会運営ではなくて、議会の中での問題だから、議長がそういう責任、休憩を許可したことを再開するときに、詳しい話はなくていい。私はちょっと中身わからんけど、そんなにすべてではなくて、こういうことで、という話、本当はそれをやってもう協議が終わったからというのだったら、それが一番早いんだけど、何もなしに 15 分。動議が出た、はい 15 分間休を憩許可するという。いまだにわからない。非常にスムーズに流れているように見えるのだけど中身空っぽである。だって、出てない議員は全然中身は何もわからない。うすうす感じていた人がいたみたいだけど。その辺は、私はそれ今攻めているのではなくて、それこそ他の議員もどうのこうのではなくて、みんながそういうものをやったときに、議長はやはりしっかりした采配を振るって、他の議員が疑問持たないで、そうだったのかと言うような状況で、私は今後取り組んでいただきたい。その当時、何のことやらさっぱりわからないままずっと思っていた。そういうことないように、議会運営ではなくて議会の進行をお願いしたいと思う。

西山議員：この休憩動議は、私たちがやったけども、何をやっているかわからないと皆さん言っているが、あれだけの体育協会の質問を次から次へとみんなしているわけですから、何もわからないということにはならないと思う。議長がその辺の説明がなかっ

たということで、わからなかったと言われればそれまでだけれども、我々は、やはり町民にわかりやすいようにきちとした形で、納得するようと思って、いろいろ執行側に質問していたわけだけれども、それぞれ皆さん方の考えもあるであろうから、一概にはいいとも悪いとも何も言わないけれども、これからそういうことのないように気をつけていかなければいけないかなと思っている。以上。

中島議員：今、こういう審議やっていたのだから、その問題だというけど、それは誰も知らない。待っていたものを。だからそれだったら、それを今言ったように言えばいいのではないのと私は言っている。自分たちのやったことは正しいのだよと、動議出して休憩ちゃんと許可もらっているのだからそれは問題ないでしょうと。だけど、なぜ休憩したかということは、あそこで待っていた議員はほとんどわかっていなかったと私は思っている。やはり、正式に議長声明を受けたのだから、その答え、それを結果を詳しくは知らないけれども、修正どうしようかと議論に応じたけど、今回はということで、それで終わり、それでもいいわけである。それに対して、私たちがどうのこうのと質疑できるわけでないのだから。だからそれを、今西山議員みたいに、あなたたち勝手にいろいろなこと言っていたでしょ、それについて改めて集まって協議したんだと。冗談じゃないと。議員がやったことをまた議員が協議してそれが正しいとか悪いとかと言われる筋合いではない。そういうことを考えて、私たちは間違っていないという発想おかしいし、今後、議員もそういうことないように、自分に言い聞かせてほしい、人に言う前に。私はそういう思いを今感じた。1回聞いた途端、なんか無性に腹たってきた。誰のせいではない。私たちがお互いに少しでも議会の動きが、わずかとしても理解し合っていけるような、活発な活動するのは一向に構わんと思う。だけど、休憩という時間、他の議員に時間を休ませているわけだから、それについての話はちょっとあってもよかったのではないかという思いである。その前の審議がどうのこうのとされる筋合いはない。

山下議長：ただいま中島議員からそれぞれあった。町民から見て、今回わかりづらいという町民がいたような部分があるという話があった。そういった部分で、今後どうしていくべきかについては、議運とも相談しながら見てわかりやすいような運営に努めて参りたいと思う。その他何かないか。

（「なし」という声あり）

山下議長：なければ、終了する。

（３）その他

①クールビズの取り組みについて

山下議長：その他の件について。その他でクールビズの扱いについて確認事項を事務局から報告お願いする。

議会事務局長：それでは、その他、クールビズの取り組みである。また改めて言うまでもないが、平成元年以降、６月から９月のクールビズをしてきた。令和５年度からは、町の通年を通して働きやすい服装ということで、通年を通してノーネクタイという形にしている。今年ももう６月になったので、例年通りこの形で対応したいということで、先ほどの議運の中でも協議したので報告する。以上。

②今後のスケジュール（６月定例会等）

山下議長：続いて６月の定例会に関しての今後のスケジュールについて、事務局より再度説明

をさせていただく。

議会事務局長：お手元にお配りしているが、一般質問通告の受け付けの関係である。毎回と同じであるが、6月5日午前中9時から12時までが一般質問の受け付けである。こちらでも毎回お願いしているが、一般質問本文のほかに新聞チラシ用の用紙を同時に一緒に提出していただいている。1項目につき四、五十字程度としているので、提出の程、改めてお願いする。以上。

山下議長：それでは、一般質問お持ちの方はご協力のほどよろしくお願いします。

③その他

山下議長：③のその他について報告がある。議員会西山会長から報告をお願いします。

西山会長：（議員会の入院見舞金について説明）

山下議長：それでは、次の項目について事務局から報告がある。

議会事務局長：（議会事務局 東野主事が5月1日付けで育休から復帰し旨、説明）

山下議長：③のその他について質疑等はあるか。

鈴木議員：ちょっと戻って恐縮だが、クールビズの取り扱いだけど、やはり、ノーネクタイで私は結構だと思う。私は、定例会は基本的にネクタイすると決めているからいいのだけど、式典、例えばこの前の110年の消防、例えば小学校・中学校の入学式・卒業式、いわゆる式典になると、本来はあれノーネクタイではないはず。公式行事というのは。だからそこは、それぞれの人の考えではあるけども、式典は、消防が終わっちゃったからあまりもうないと思う。この前もあまり言いたくないけど、町長がネクタイしてなかったから、おかしいのではないかいというような話もさせてもらって、それも言った関係上、これ別に合わせる必要はないけど、式典はやはり正装かなとは思うので。その辺は別に確認する必要はないと思うけど、そういう認識でいた方が議会人としてはよろしいのではないかなと思うので、ぜひ、1人だけしてないとか2人だけしてないってのはちょっとかわいそうなので、ぜひそういう方向性でいってほしいと思う。以上。

議会事務局長：このクールビズの取り組みとかノーネクタイの方針というのは、対象は本会議、委員会、議員研修会、視察研修などということについて取り組んでいるので、それ以外の部分については、今まで通りである。この取り組みやったから、どこでもノーネクタイでいいのだということにはもともとしていないので、あくまでも本会議、委員会、議員研修会の席上という限定的な取り組みなので、そこは議員の皆様ご理解いただいて、取り組んでいただければよろしいかと思う。

山下議長：そういった事務局の解釈としてはそのように、今までもそうだったということで、そのような解釈だということでご理解いただければと思う。その他何かあるか。

（「なし」という声あり）

山下議長：なければ、以上で全員協議会を終了する。

【閉会 14：53】